

岐阜県優良工事施工者表彰実施要綱

(表彰の目的)

第1条 岐阜県農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部（以下「工事発注主管部」という。）が発注した公共工事（以下「県発注工事」という。）において、他の模範となる優良な工事請負者（以下「優良工事施工者」という。）を表彰することにより、建設事業者の意欲の増進や技術の向上を図るとともに、社会的評価を高め、建設産業の健全な発展に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、県発注工事のうち、次の各号のすべてに該当する工事（文書注意又はそれと同等以上の処分を受けたものを除く。）の施工者とする。

- (1) 表彰する年度の前年度に完成した工事であること。
- (2) 1件の最終請負金額が一定金額以上の工事であること。
- (3) 「岐阜県建設工事成績評定要領」による工事成績評定点が優れた工事であること。

(欠格事項)

第3条 前条に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当する施工者は表彰しないものとする。

- (1) 表彰する年度の前年度以降表彰日までにおいて、「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」（以下「停止等措置要領」という。）に定める資格停止又はそれと同等以上の処分を受けた者。
- (2) 前号に該当するおそれのある者。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、重大な法令違反その他の理由により表彰を受けることがふさわしくないと認められる者。

(候補者の推薦)

第4条 現地機関の長（住宅課長、公共建築課長を含む。）は、別に定める「優良工事施工者表彰選考基準」を満たす工事の施工者について、必要書類を添えて所管部長あてに推薦するものとする。

(表彰審査委員会)

第5条 表彰に値する優良工事施工者を選定するために、「優良建設工事施工者表彰審査委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営については、別に定める。

(表 彰)

第6条 表彰は、委員会において表彰に値する優良工事施工者とされた者に賞状を授与するものとする。ただし、表彰後、表彰を受けることがふさわしくないと判断した場合は、これを取り消すことができるものとする。

2 表彰は、部長、現地機関の長（住宅課長、公共建築課長を含む。）によるものとする。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は工事発注主管部において別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月23日より施行する。

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

この要綱は、平成28年5月2日より施行する。